

報道機関 各位

記者発表資料 平成19年1月18日（木） 問い合わせ先：改革推進室 担当：緑川、佐野 電話：829-1108 内線：2495

平成19年度行政組織等の改正について

本市は、これまで簡素で効率的な組織体制を維持しながら、新たな施策展開や重点施策への的確な対応を図ってきた。政令指定都市に移行して5年目を迎える平成19年度の組織改正では、更に大都市として自主的かつ自立的な行政経営を行うための体制を確固たるものとするための充実強化を図った。

また、「子育て支援」「安心・安全」といったキーワードを中心に重要政策事業を戦略的に進める組織体制とすることや市民にわかりやすく利用しやすい組織とするなどの視点をもって組織改正を行った。

1 主な組織改正

(1) 施策、事業の選択と集中の機能強化

・「都市経営戦略室」の設置

限られた行政経営資源を最大限に活用するため、施策及び事業の選択と集中をさらに強化するとともに、分権型社会の進展に伴う大都市としての自主的かつ自立的な行政運営ができるように、政策局の部相当の組織として「都市経営戦略室」を設置する。

(2) 子どもに関する施策の充実強化

・「子ども未来部」の設置

「子育てするならさいたま市」をキャッチフレーズに進めている本市の子育て支援施策をさらに積極的に推し進めるとともに、次世代育成計画「さいたま子ども・子育て希望^{ゆめ}プラン」の取組みを着実に実施できるように、保健福祉局内に子どもに関する組織を再編した「子ども未来部」を設置する。

また、同部において、現在は教育委員会との連携のもとに計画している「放課後子どもプラン」を一元的に推進する。

・「子育て企画課」の設置と「青少年課」の移管

子育てに関する企画立案機能を強化するとともに、全庁的な子どもに関する施策の調整を図るため、「子ども未来部」に「子育て企画課」を設置する。

また、子どもに関する一貫した施策を進めるため、市民局から「青少年課」

を移管する。

(3) 市民の安心・安全を守る体制の強化

・「危機管理室」を「危機管理部」に変更

誰もが安心して暮らすことができる安全な地域社会を築くため、安心安全に関する全庁的な調整を行う総務局「危機管理室」を「危機管理部」とし、危機管理体制の指揮命令系統を明確にし、組織の充実強化を図る。

・「交通防犯課」の設置

市民の生活に密着した安心・安全に関する施策の充実強化を図るため、市民局市民部市民総務課の課内室「市民防犯推進室」の市民防犯対策事業と同部「交通安全課」の交通安全対策事業を統合して「交通防犯課」を設置する。

・「予防部」の設置

市民の安心・安全を確保するため、消防局に「予防部」を設置して火災を未然に防ぐ予防体制の強化を図る。

・「保全管理課」の設置

建設局建築部に「保全管理課」を設置し、市有建築物の計画的かつ効率的な建物管理や計画的な耐震化を推進する。

(4) 市民にとってわかりやすい組織の見直し

・「交通」に関する所管部署の再編整理

政策局政策企画部「交通政策課」、市民局市民部「交通安全課」、都市局都市計画部「都市施設課」で行っている「交通」に関する所管部署を再編整理し、「交通安全課」の交通安全対策事業を市民局市民部「交通防犯課」で所管する以外は、都市局都市計画部「都市施設課」及び新設の「交通企画課」に集約する。

・「コミュニティ課」の移管

市民と行政の協働を重点的に推進する観点から、政令指定都市移行後、政策局において担ってきたが、施策の道筋や方向性が明確になってきたことから、担当所管課の「コミュニティ課」を市民に密着した施策を展開している市民局に移管する。

(5) 限られた行政経営資源をより効果的に活用できる組織の見直し

・「都心整備部」の設置

都市計画マスタープランの重点地域である都心エリアの各事業の進捗状況にあわせた効率的な事業展開を図るため、都市局「浦和駅周辺整備推進事業部」、「大宮駅周辺整備推進事業部」及び「新都心まちづくり室」の業務を統合して「都心整備部」を設置する。

・まちづくり事務所等の統合

まちづくりに関する事業の進捗状況にあわせて弾力的に対応するため、「与野駅西口区画整理事務所」と「南与野駅西口区画整理事務所」を統合し、「与野まちづくり事務所」を設置するとともに、「岩槻東部まちづくり事務所」と「岩槻駅西口区画整理事務所」を統合し、「岩槻まちづくり事務所」を設置する。

(6) 新設の施設

・「健康科学研究センター」の設置

保健衛生・環境公害など広く市民の健康に係る調査研究、試験検査等を実施する「健康科学研究センター」を保健福祉局の部相当の事業所として設置する。「健康科学研究センター」には「保健科学課」、「生活科学課」、「環境科学課」の3課を設置する。

2 係制、係長職の導入

今後の「団塊の世代」の大量退職に対応し、若手職員を積極的な登用するとともに、年功序列から能力と実績に基づく人事制度への転換を図るため、平成19年4月1日から、原則として課(所)の内部組織をグループ制から係制に移行し、係長職を設置する。これにより、若手職員に部下を統率、監督するキャリアを積ませ、管理監督者としての人材育成を図る。

改正組織図 … 別添